

料金表

[北海道エリア]

制定日：2019年8月1日

最新改定日：2019年10月1日

大和ライフエナジア株式会社

料金表 [北海道エリア]

1 対象となるお客さま

この料金表 [北海道エリア] (以下「この料金表」といいます。)は、当社が低圧需要に応じて、当該一般送配電事業者 (北海道 (ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます) を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)の託送サービスを介して電気を供給するときの料金を定めたものです。

2 料金

(1) 大和ライフエナジア電灯プラン B 家庭用 (北海道エリア)

イ 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であり、主として居住用の建物での電力使用に供されるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流

をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、3（燃料費調整(北海道エリア)）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、3（燃料費調整(北海道エリア)）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、3（燃料費調整(北海道エリア)）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、3（燃料費調整(北海道エリア)）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、当社は市場の状況に応じて料金を変更することがあります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	717 円 45 銭
契約電流 40 アンペア	956 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	1,195 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,434 円 90 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 36 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 95 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 90 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	250 円 80 銭
---------	------------

ホ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ロ) この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

(2) 大和ライフエナジア電灯プランB(北海道エリア)

イ 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、3 (燃料費調整(北海道エリア)) (1) イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、3 (燃料費調整(北海道エリア)) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、3 (燃料費調整(北海道エリア)) (1) イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、3 (燃料費調整(北海道エリア)) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、当社は市場の状況に応じて料金を変更することがあります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	239 円 15 銭
契約電流 15 アンペア	358 円 73 銭
契約電流 20 アンペア	478 円 30 銭
契約電流 30 アンペア	717 円 45 銭
契約電流 40 アンペア	956 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	1,195 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,434 円 90 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24円36銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円95銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円28銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	250円80銭
--------	---------

ホ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ロ) この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

(3) 大和ライフエナジア電灯プランC(北海道エリア)

イ 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、需要場所における契約負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この供給条件による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この供給条件による電気の需給契約の申込の際の契約容量を基準として定めます。

契約容量に協議により定めた値を用いる場合は、最大需用電力の変動に応じて、契約容量の見直しをお願いする場合があります。

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、3(燃料費調整(北海道エリア)) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、3(燃料費調整(北海道エリア)) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、3(燃料費調整(北海道エリア)) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、3(燃料費調整(北海道エリア)) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、当社は市場の状況に応じて料金を変更することがあります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	239 円 15 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24円36銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円95銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円21銭

ホ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ロ) この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

(4) 大和ライフエナジア動力プラン(北海道エリア)

イ 対象となるお客さま

動力(電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。)を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の動力標準接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

(イ) 契約電力は、需要場所における契約負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この供給条件による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この供給条件による電気の需給契約の申込の際の契約電力を基準として定めます。

契約電力に協議により定めた値を用いる場合は、最大需用電力の変動に応じて、契約電力の見直しをお願いする場合があります。

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、3(燃料費調整(北海道エリア))(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、3(燃料費調整(北海道エリア))(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、3(燃料費調整(北海道エリア))(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、3(燃料費調整(北海道エリア))(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、当社は市場の状況に応じて料金を変更することがあります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,222円65銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 67 銭	17 円 67 銭

ホ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ロ) この供給条件からこの供給条件以外の供給条件に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この供給条件を適用いたしません。

(ハ) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

3 燃料費調整(北海道エリア)

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、55,800円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が55,800円を上回る場合

平均燃料価格は、55,800円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (55,800 - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の起算日から 7月の起算日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の起算日から 8月の起算日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の起算日から 9月の起算日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の起算日から 10月の起算日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の起算日から 11月の起算日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の起算日から 12月の起算日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の起算日から 翌年の1月の起算日の前日までの 期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の起算日から 2月の起算日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の起算日から 3月の起算日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期 間	翌年の3月の起算日から 4月の起算日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日まで の期間	翌年の4月の起算日から 5月の起算日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日まで の期間(翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月の起算日から 6月の起算日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19 銭 07 厘
------------	-----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

4 契約容量および契約電力の算定方法

2(3)(大和ライフエナジア電灯プランC(北海道エリア))ハ(ロ)、2(4)(大和ライフエナジア動力プラン(北海道エリア))ハ(ロ)の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ロ 大和ライフエナジア電灯プラン B 家庭用(北海道エリア)または大和ライフエナジア電灯プラン B(北海道エリア)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$(イ) \text{ 第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

－第 1 段階料金適用電力量

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ) に規定する第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 大和ライフエナジア電灯プラン C(北海道エリア)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$(イ) \text{ 第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

－第 1 段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)に規定する第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イからニまでにいう計量期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イからニまでにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間の始期の属する月の日数といたします。

(4) 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合の日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

附則

1 実施期日

この約款は2019年8月1日から実施いたします。なおこの約款の一部を改訂し、2019年10月1日から実施いたします。